

新座市地方創生総合戦略（素案）の概要

1 策定の趣旨及び背景

国では、人口減少及び少子高齢化を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、地方創生の取組を進めています。

また、各地域がそれぞれの特性をいかして自立した持続的な社会を創生するため、都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じた地方創生に関する施策について定める基本的な計画を策定するよう努めることとされています。

これを受け、本市においても平成27（2015）年までの人口が将来展望を示す新座市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及びこれを踏まえた新座市地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するものです。

本市では、だれもが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”とは、田舎の心地よさと都会の便利さを兼ね備えたまちであると考えています。この“理想のまち”の実現を目指し、これまでも土地地区画整理事業や観光都市にいざづくり、子育て支援施策などの取組を推進してきましたが、これらは正に地方創生につながるものであるといえます。そこで、総合戦略については、人口ビジョンや国のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び埼玉県地方創生総合戦略の内容を踏まえ、本市がこれまで進めてきた地方創生に関連する施策を改めて位置付けるとともに、より広い視野や新たな切り口を持って内容の拡充を図ることで、本市の強みや特性を最大限にいかした地方創生を推進していくための計画として策定します。

2 推進期間、位置付け、推進体制等

(1) 推進期間

平成27年度から平成31年度までの5か年を推進期間とします。

なお、社会情勢の変化等により内容に変更の必要が生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

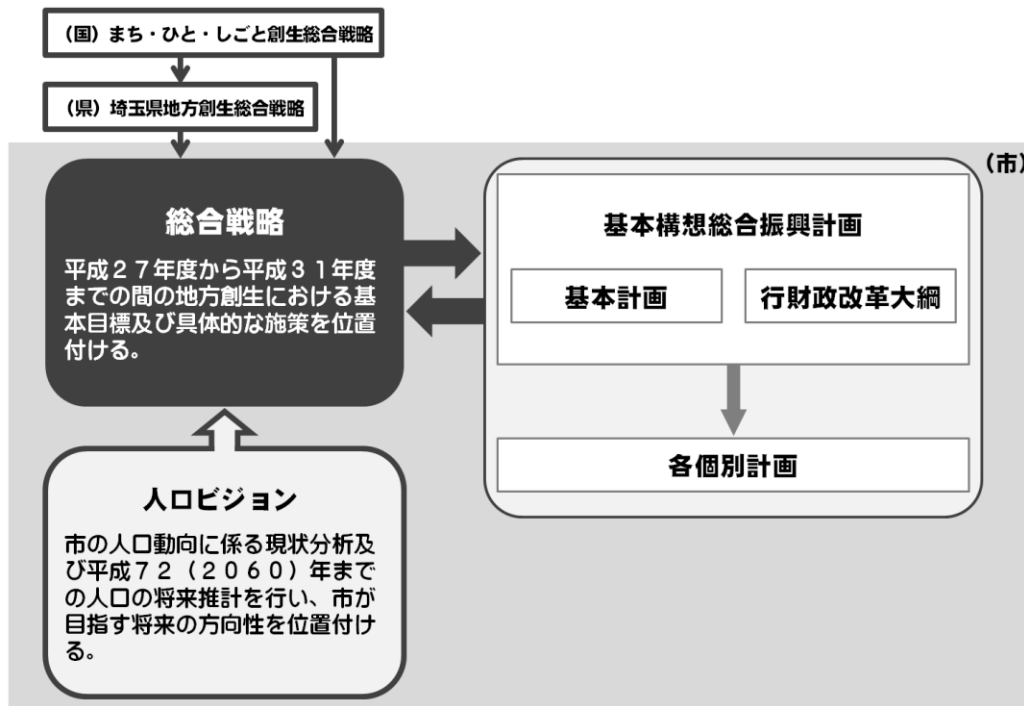
(2) 位置付け

ア 第4次新座市基本構想総合振興計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）や、人口ビジョンを踏まえて策定するものです。

イ 総合戦略の内容は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略や埼玉県地方創生総合戦略、第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）、第6次新座市行財政改革大綱

(推進期間：平成28年度～平成32年度)、その他の市の個別計画等と内容の整合を図ります。

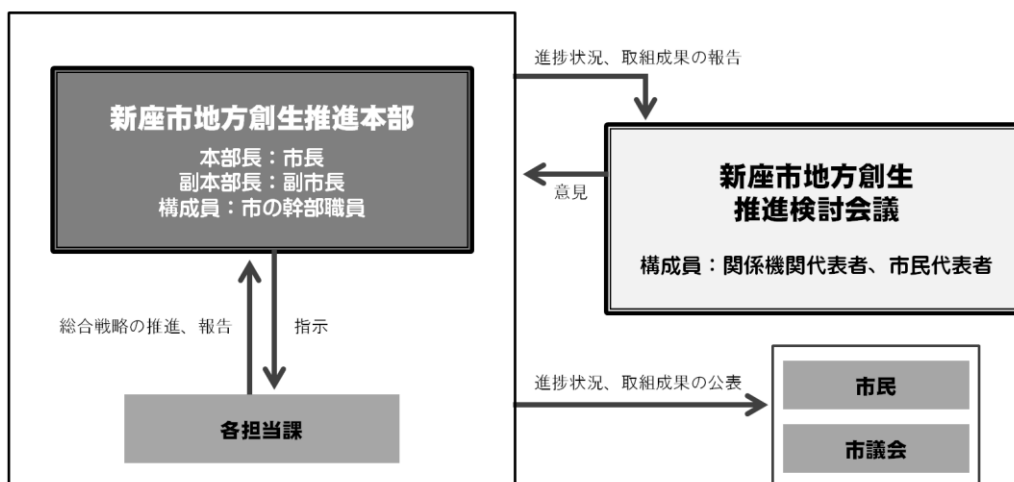
総合戦略の位置付け



(3) 推進体制及び成果検証

- ア 地方創生の取組をより効果的なものとするため、市民、市議会及び関係機関と連携を図りながら推進するものとします。
- イ 総合戦略に位置付けた施策は、原則として毎年度成果の検証を行い、必要に応じて実施内容の見直しを図るP D C Aサイクルの下に推進するものとします。

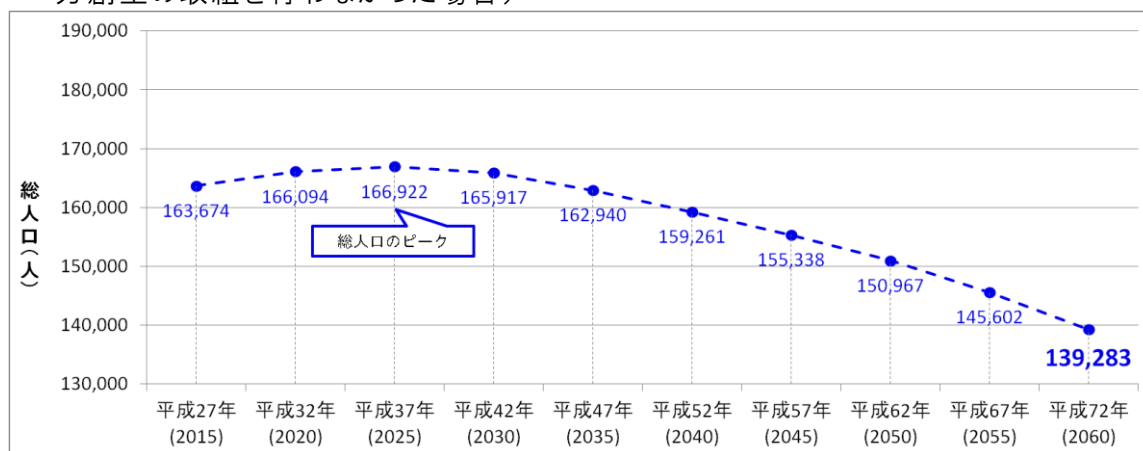
新座市地方創生総合戦略の推進体制



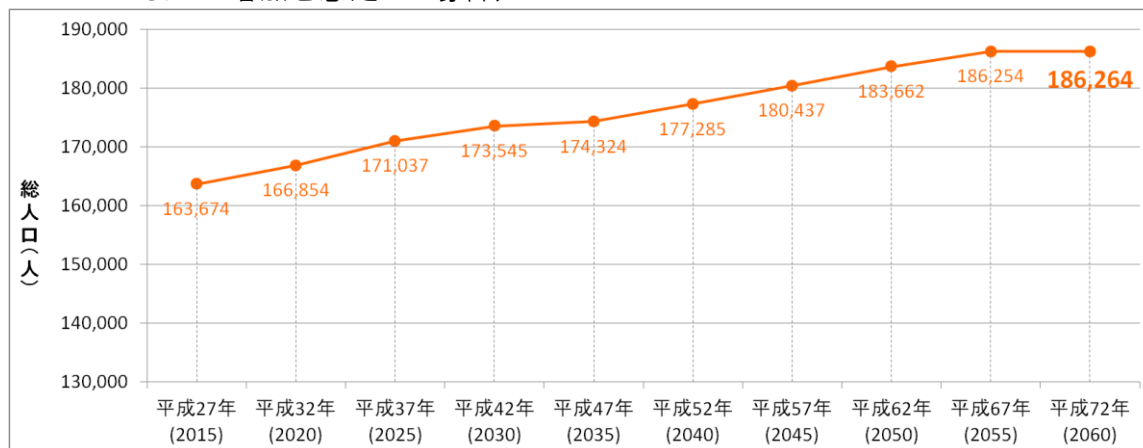
3 現状の人口推計及び目標人口

- (1) 本市の総人口は、現状の人口動態のまま推移していくと、平成37(2025)年をピークに人口減少に転じる見込みです(図1)。
- (2) 少子高齢化及び将来的に見込まれる人口減少に打ち勝ち、まちの活力の維持・向上を図るため、次のア及びイの取組による人口増加を目指します。この2点の取組による人口増加が達成された場合の本市の総人口は平成72(2060)年で約18万6,000人となる見込みです(図2)。
 - ア 本市に残る市街化調整区域において、平成72(2060)年までに合計約606haの土地区画整理事業を実施し、転入者数及び定住人口の増加を目指します(図3)。
 - イ 合計特殊出生率について、平成36(2024)年に1.60を達成することを目指します。
- (3) 本市の地方創生では、このとおり平成72(2060)年における総人口約18万6,000人を目標人口とします。

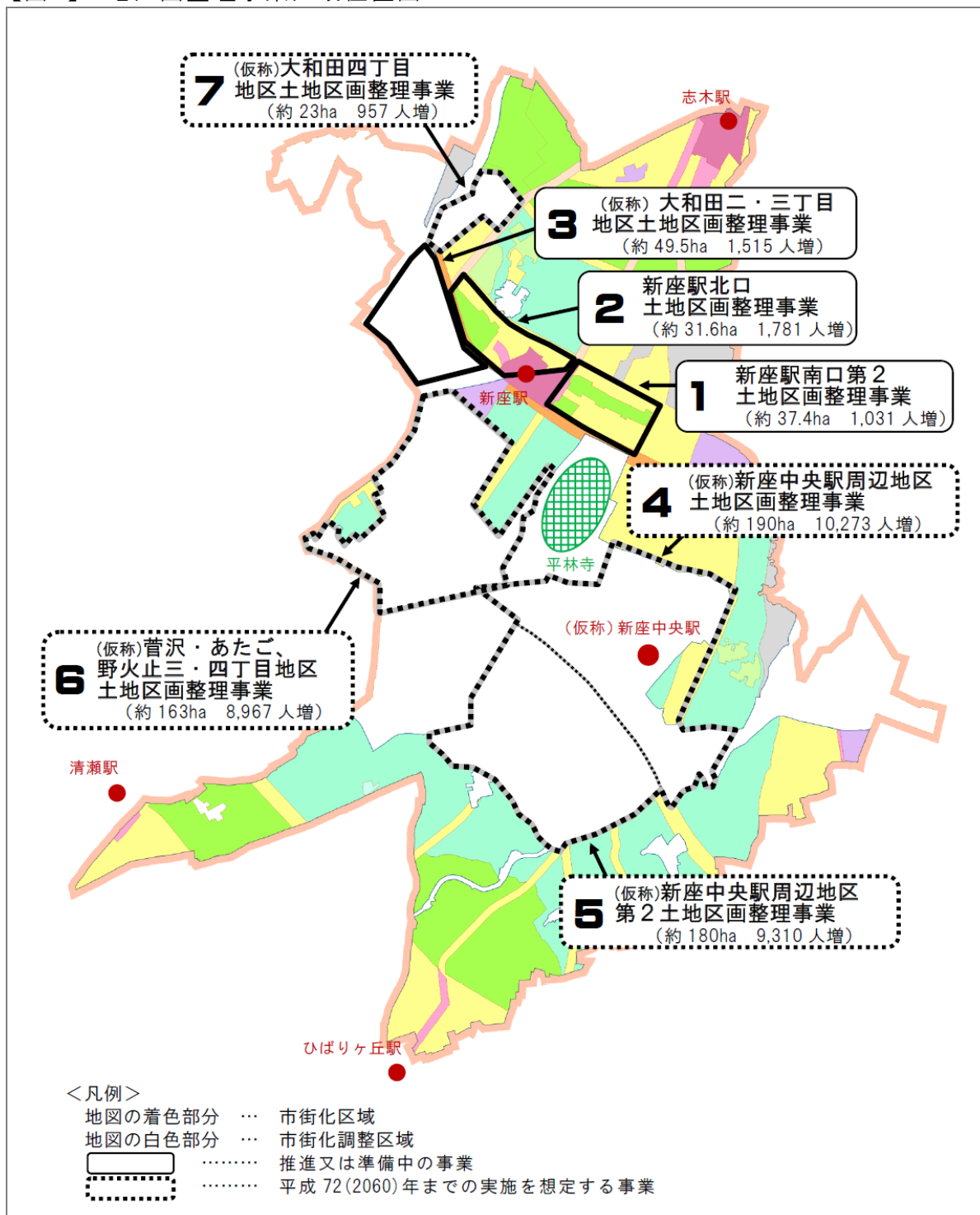
【図1】 総人口の基本推計(土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率の向上などの地方創生の取組を行わなかった場合)



【図2】 将来目指すべき総人口の推計(土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率の向上による人口増加を想定した場合)



【図3】土地区画整理事業区域位置図



※ (仮称)新座中央駅周辺地区土地区画整理事業は、地下鉄12号線の延伸の早期実現を想定したものであり、平成27年度中に示される予定の国の交通政策審議会の答申の位置付けに応じて、見直しを行う場合があります。